

平成29年度総務常任委員会管外視察報告書

視察年月日 平成29年10月24日（火）～26日（木）

目 的 本委員会が所管する事項に関する先進地の取り組みの調査・研修

視 察 先 新潟県長岡市（24日 ー 中止）
山形県川西町・山形県山形市（25日）
山形県寒河江市（26日）

視 察 者 谷口委員長、平井副委員長
田中委員、東田委員、松本聖司委員、水野委員、吉岡委員

視察内容

【新潟県長岡市（視察中止）】

1 視察項目

生ごみバイオガス化事業について

2 視察概要

台風21号による公共交通機関の乱れにより、視察可能時間に現地へ到達することができなかつたため、視察を中止し、議会事務局及び議場への訪問、資料の受領のみ行った。

【山形県川西町】

1 視察項目

地域運営組織の活性化とNPO法人きらりよしじまネットワークの活動について

2 視察概要

川西町（山形県東置賜郡）は、米沢盆地の南西部に位置し、北端を最上川、東端を鬼面川（おものがわ）が流れ、町の南部は山地である。町の面積は166.6k㎡、人口は15,156人（2017年10月1日推計）で、人口密度は91人/k㎡。1955年に川西町の総人口は30,294人であったが60年間に半減した。1,000町歩の水田がある。町の木は松、花はダリヤである。役場の標高は223m。京丹後市峰山庁舎の海拔が33mであることと比較すれば、およそ200mも高地にある。

平成の大合併で全国的に多くの自治体同士が合併を選択してきたのに対し、川西町はその選択をしなかった。平成14年5月に住民団体から合併設置請求書が提出され、町で6月に各地区座談会が開催され、意見集約が行われた。また議会に対しても「米沢市・川西町合併協議会の設置に関する協議について」が提案され、議会でも同「検討特別委員会」

が設置された。そうして有権者数の5分の1を超える署名も集まったが、当時の町長から「合併協議会を設置する状況にないと判断する」旨の意見が表明され、議会でも合併協議会の設置に関する提案は否決され、住民発議による合併協議会の設置が見送られた結果、その後も町制のまま現在に至っている。

川西町の現状は、人口減少（15,727人。平成29年3月末住基）、出生者は年間約100人。高齢化の進行（65歳以上は全体の34.4%）、財政状況の悪化（地方交付税の削減、町民所得の低下）、地域の衰退（地区行事参加者の減少やコミュニティの希薄化）が顕著、行政への需要が増大するにもかかわらず町職員を増員できない、など多くの行政課題を抱えていた。

こうしたなか、平成16年6月にまちづくり基本条例を制定し、「町民が自らの手で課題を解決し、地区・地域で暮らし続けられる町を創る」とした。また、平成18年3月制定の第4次川西町総合計画ではテーマを「発見」「協働」「実現」から「地域再生」へとシフトし、人と地域がかがやくまちをつくる、こととした。これにより①7地区に地区経営母体を設立（住民自治組織の再構築）し、②地区計画策定（地区課題の集約）をはかることとした。

3 視察内容

○ 川西町における地域づくりの経過（詳細）

- ・ 平成13年当時は、地区公民館（条例設置）へ町職員が配置されていた。
- ・ 平成14年度以降、町職員を引き上げ、地区公民館を公設民営に移行。7地区とも社会教育団体（社会教育振興会）に管理等を委託した。ただし、中央公民館は直営を維持。
- ・ 平成16年6月に、まちづくり基本条例を制定。
- ・ 平成18年度から20年度にかけて、地区公民館への指定管理者制度を導入。指定管理者は非公募により社会教育振興会に指定。（中央公民館は直営を維持）
- ・ 平成18年度以降、第4次川西町総合計画策定。地区経営母体の設置及び地区計画の策定。地区担当職員制度導入と交付金制度創設。
- ・ 平成20年度に、地区公民館のコミュニティセンター化移行検討。
- ・ 平成21年度から、地区交流センターとしてスタート。センターの指定管理者は、新地区経営母体に指定。地区経営母体設立、交付金の見直し増額、指定管理料の見直し。
- ・ 平成28年度以降、第5次川西町総合計画実施。まちづくりのテーマを、「協働」そして「共創」へ。

○ 川西町の地域づくりの仕組み

◆ 地区の役割⇒自主自立による地域の経営

《地区経営母体の構築》

- ① 地区経営の意思決定機関とし、行政と相互尊重のもと協議連携して、地域自治活動を行う。

- ② 地区内の地域自治活動を運営する責任を持つ。
- ③ 交付金等の使途の決定権限を持つ。総務省の過疎債を活用。役割としては、地区課題の集約と地区計画の策定、地区経営母体の運営・強化、交付金等の使途決定、センターを核とした地域自治活動の実施など。

◆行政の役割⇒地区経営への支援

《地域自立支援制度》（自主自立の地域づくりを推進する取り組み）

① 財政的支援（地域支援事業交付金交付）

財政支援では、（１）協働のまちづくり地域支援事業交付金（地区計画推進のための一括交付金）として、１地区に年間約１６０万円を交付。（２）活動拠点と事務局経費＝人件費に充てるため、地区交流センター指定管理料として１地区に年間約１，１００万円を交付。

② 人的支援

人的支援では、地区経営母体設立支援や地区計画策定・推進支援、地区交流センター管理運営支援、町との連絡調整（パイプ役）等を内容として、１地区町職員２人を担当者としてあて、各種助成事業の活用アドバイスなどを行っている。

③ 体制支援

地区間の意見交換報告等のための地域づくり連絡協議会、地区と行政の意見交換・研修等のための支え合いのまちづくり会議、行政内部での地区課題等の解決協議のための地域支援調整会議など。

④ 人材育成支援

地区経営母体の担い手となる人材育成のためのまちづくりマイスター養成講座や、将来、川西町のリーダーとなる人材支援・育成のための若者未来塾事業の推進など。

NPO法人きらりよしじまネットワークでは、切れ目なく人材を育てるため、自治会や公民館から推薦を受けた１８歳から３５歳までの若者を教育部会に配属させ、２年間地域活動に参加させたあと事務局研修生として処遇し、その後事務局員として採用する仕組みが確立されている。このシステムは循環し、やがて事務局職員がマネージャー、理事、そして指導助言者となって次代の事務局研修生を発掘し、育てていくことになる。（図１）

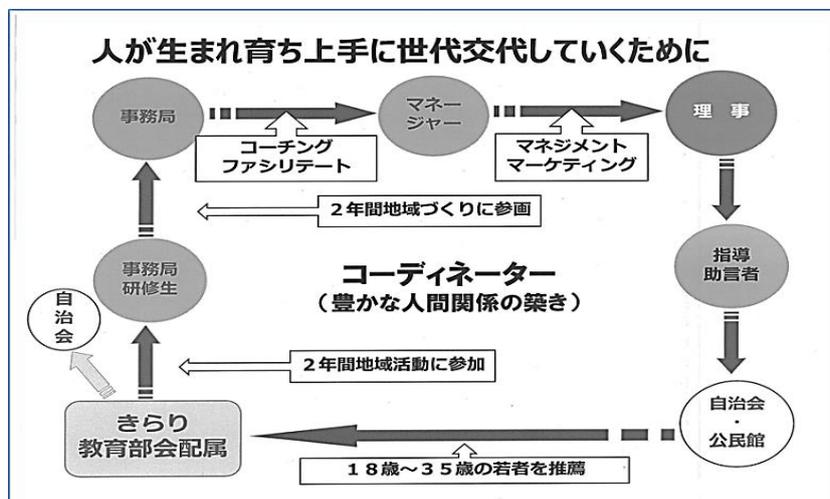


図１ きらりよしじまネットワーク説明資料より抜粋

川西町は7地区からなる。それぞれの地区には地区交流センターが置かれ、すべて指定管理者制度。7地区のうち吉島地区のみ指定管理者（地区経営母体）が特定非営利活動法人「きらりよしじまネットワーク」となっている。各地区の組織内専門部会はさまざまだが、もともと前身が公民館であったところから、社会教育の精神と伝統が根底に生きていて、ほぼすべての地区に「教育部」や「生涯学習部」などの部が置かれていることが特徴と言える。

川西町では地区交流センターを中核としてまちづくり、地域づくりが行われ、その課題・目標は、「地域分権社会の推進」であり、地域コミュニティの再構築と自主自立（律）による地域づくりの推進（町民が自らの手で課題を解決し、地域で暮らし続けられる地域・まちをつくる）である。

交流センターの機能は、以下に集約される。また、行政と連絡協議会をもち、常に協働・連携を図っている。

- ◇ 地域住民の活動拠点
- ◇ 地域計画の立案と推進
- ◇ 地域活動の事務局的作用
- ◇ 生涯学習の自主的推進
- ◇ 各種団体の連携協力・支援
- ◇ 地域の情報集積と発信
- ◇ その他地域の独自性を活かした機能

4 主な質疑

○ 町政について

Q 合併をしなかった理由、背景、取り組みは。

A 当時の町長が「合併協議会を設置する状況にないと判断する」旨の意見を表明され、議会でも合併協議会の設置に関する提案が否決されて、住民発議による合併協議会の設置は見送られた。

Q 区長（または区長会）はどのような位置づけか。

A 53自治会ある。各地区交流センターにおける自治会長の役割は、地区ごとに異なる。自治会長がセンター組織（部会）役員を担う地区もあれば、自治会内から選出するところもある。また、町報等の配達や各種団体の会費や募金の集金を行っている。

Q 行政が地域の提案を受け入れる体制を整備するために積極的に関与したということだが、具体的にはどのような内容なのか。

A 協働のまちづくりは、地域からでなく行政から発案し体制化したもの。平成16年に現在の町長が協働のまちづくりをスタートさせた。行政と地区とのかかわりの変遷については、川西町における地域づくりの経過のとおり。

Q NPO法人に対する委託金、交付金の中身、使途について。また、国や県、町からの委託金の具体的事業名や担当省庁は。支所等からの支援はあるか。

A 各地区交流センターに対して、施設を維持するための維持管理費及び人件費として

年間に指定管理料約1,100万円を交付。また、地域のにぎわいづくりや担い手づくりのための事業に対し、地域支援事業交付金として各地区へ年間約160万円を支出。国及び県交付金等については、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）を活用して、地域づくりに役立てている。平成29年度は、小松地区振興協議会とNPO法人きらりよしじまネットワークが該当。

○ きらりよしじまネットワークについて

Q NPO法人が全戸出資（723戸、2,505人）でできた経緯、取り組み、手法は。

A NPO法人化した理由は、経営の視点を生かし、経営責任を明確にしながら、住民がビジョンや知識を共有し、多様な財源を確保する必要に迫られたからである。また、行政と対等に協働できることを可能にするためであった。NPOができるまでは若者の出番がなく、縦割りの団体ばかりだった。行政へのワンストップ組織をつくる必要性も痛感されていた。なおかつ行政に依存しない組織づくりをめざした。かつては条例設置の公民館が事業主体で、NPOは知られていなかった。当初はさまざまな議論もあり、反対意見もあった。このため新しい地域づくり、組織づくりを模索し、住民ワークショップを開催するなど3年間をかけて検討した。また夢を共有していった。やらなければ地区がなくなるとの思い、危機感が強かった。NPOとなってから各団体は部会へ移行した。

Q 地域の安心見守り活動、タブレット端末の実証実験とは。

A 2006年4月、「よしじまっ子見守り隊」が隊員47名で設立。子どもの登下校時に見守りに参加。2014年3月に山形県の「地域の絆づくり担い手育成事業」を受託し、買い物支援サービス・高齢者見守りサービスなどを行う。2016年6月からはパソコン、スマートフォン、タブレットPCから行政情報やくらしに関連する情報を得られる、地域情報配信サービス「きらりWEBアプリ」が運用開始された。高齢者にタブレット配布し、活用。「よしじまっ子おはよう隊」では、子どもたちが高齢者の見守りに一役買っている。

Q 地区内の全世帯参加のNPO法人とのことだが、活動参加への区民の濃淡があると思うが課題はないか。

A どんな団体でも構成員の参加には濃淡はある。

Q 株式会社設立も視野に入れているとのことだが、ソーシャルビジネスとしての地区の課題解決の究極である交流人口・定住人口の推移はNPO設立後どのように推移しているのか。

A NPO設立後も人口減少は続いている（5年間で262人減少）。

Q 事務局体制はどのようになっているのか。正職員はどうか。雇用にあたっての課税関係はどうなっているのか。

A 事務局体制は常勤6人、非常勤25人、研修生7人。

Q 事業収支の課税関係は。（NPO法人が事業主か？）

A 同上。

Q 弁当販売事業等の人員体制や販売先について。

A 産直市場では、年間200万円程度の売り上げ。

Q 学童保育の運営で、事故あるときの責任の所在は。

A 70名の児童を預かる。元幼稚園の空き家を活用して、きらりの子育て支援センターと放課後児童クラブに活用。指導員7名と、高齢者がボランティアとして担当している。

Q 事業を行って得られたことはなにか。

A NPOが直接国、県、町等に対して要望活動を行う。

○ 東沢地区について

Q 社会教育が地域づくり全般、地区経営、自治にまで踏み出した足取りや経緯、取り組みはどのようになっているのか。

A 平成16年に現在の原田町長が就任し、6月に「まちづくり基本条例」を制定し、協働の町づくりがスタートした。この条例は「町民参加」と「情報共有」を基本原則としたもので、行政と町民の役割を明確にしなが、協働のまちづくりを進めてきた。その一方、7地区に配置している公民館には平成13年まで町職員を配置していたが、行財政改革のもと、すべての公民館を民間委託とし、平成18年からは指定管理者（各地区経営母体）として運営している。平成21年からはコミュニティセンター化し、「地域づくり・ひとづくり」等の事業を展開している。

Q 短期留学や長期留学の詳しい内容、またイワイ社員などの農家民泊の仕組みや詳しい様子は。

A 平成3年に山村留学協力会を設立し、募集する対象地域をダリヤで本町と交流のある町田市とした。短期留学（4泊5日）は夏休み期間中に実施し、長期留学は最長1年としている（1学期ごとに継続の意志の聴き取りを実施）。

また、町田市との山村留学の効果は地域間の交流のみならず、農産物の販売まで発展した。「まちだ夢里の会」より「おむすび権兵衛」が紹介され、平成19年から取引がスタートした。現在では、「おむすび権兵衛」は海外へも出店しているため、東沢地区でとれた米が海外で使われている。また、「おむすび権兵衛」（株イワイ）では、職員研修として東沢地区で稲刈りを実施し、この中で農家民泊も経験している。

○ その他

Q 若者、女性をどのように巻き込んだのか。

A まちづくりマイスター養成講座や若者未来塾事業などを実施。事務局員が口コミで声をかけたり、イベントでサポーターを大学生などに依頼したり、交流機会をつくりスカウトする。研修生として待遇し、事務局員に引き込んだりする。30年後を見据えた人材育成を図る。世代交代を図るため、特に18歳から35歳の若者をターゲットにしている。

Q NPOの活動と、吉島地区内の22集落の自治組織との関係をどのように整理しているのか。自治公民館長や地区交流センター長の位置づけや公民館活動、教育部会活動について。

A 全世帯を対象とした「総会」をトップに、理事会、評議員会、事務局の体制がとられ、その下に自治部会、環境衛生部会、福祉部会、教育部会の4部会が置かれ、専門分野の活動を担っている。理事会メンバーにもあて職はない。また事務局には地域の若者が登用されている。

5 所見

平成の大合併が全国的に進むなか、川西町は敢えて市町村合併を選択しなかった。町内7地区にはかつて条例設置の地区公民館が置かれていたが、すべて公設民営化し（平成14年度）、その後指定管理者制度へ移行（平成18年度以降）した。また、一連の行財政改革のなかで、平成13年度から27年度までに職員数を304人から209人に30パーセントも大幅減員するなど、役場自体は「小さな役場」を指向し、同時に集落自治は地区経営母体を確立して、自主自立（自律）による地域経営を指向してきた。

こうしたなか、特定非営利活動法人「きらりよしじまネットワーク」を立ち上げ特異な選択を行ったのが、川西町7地区のうちの吉島地区（723戸、2,505人）である。吉島地区では、2004年3月の年度末臨時総会で、各種団体の会計一元化と法人格取得に向けて検討していくことが協議、承認され、3年の歳月をかけて議論を積み重ね、2007年3月にNPO化を実現させている。

吉島地区（平成29年現在人口2,505人）でも5年間に262人も人口が減少するなか、全世帯が加入するNPO法人化への道を模索し、これができなければ地域がなくなるという危機感を共有せざるを得なくなった。そして、経営の視点と知識をもち、住民がビジョンを共有し、多様な財源を確保し、行政との対等な協働の実践を行えるよう、NPO化を実現した。

平成28年度の同NPOの収支状況は、【収入の部】では、委託金32,840千円、助成金・補助金・交付金17,950千円、会費6,043千円、繰越金3,138千円、収益金1,747千円、その他1,263千円の合計62,981千円。【支出の部】では、事業費・育成費29,028千円、人件費22,534千円、運営費3,254千円、施設費1,472千円、その他1,899千円で合計58,187千円。収支差引は4,794千円の黒字となっている。

組織図的には、正会員が全世帯プラスアルファであり、理事長のもと理事会、評議員会が置かれ、事務局には30年先を見据えて若い世代が登用されている。

部会は、自治部会、環境衛生部会、福祉部会、教育部会の4部会制でそれぞれマネージャーがいる。

自治部会では、自治会長会や防犯協会、商工会、農振協など、総務と産業に関係した事務事業を担っている。各種の受託事業を担当するのもこの部会である。また、毎月「地区報きらり」を発行している。

環境衛生部会では、衛生組合長会や女性班長会などがあり、環境保全や緑化推進事業を担う。

福祉部会では、地区社協や民生委員、ボランティア会などがあり、敬老会や児童クラブ、

福祉事業を担う。

教育部会では、交流センターや自治公民館長会、公民館専門部などがあり、家庭教育学級や青少年健全育成、趣味の講座、スポーツ事業などを担う。

こうしてみると、川西町では「小さな役場」と「自主自立（自律）の地区活動」が円滑かつ対等に協働し連携されている。特に吉島地区では全世帯が参加するNPO法人化した組織が地区経営の担い手となっているため、町役場や山形県、国からの委託事業などを旺盛に受託し、財源が豊かであるため、川西町という小さな役場のなかの「さらに小さな役場」のような組織体として機能している。

NPO化を実現した吉島地区でも人口減少は食い止められていないが、自主自立（自律）の組織体として、年間を通した子どもから高齢者までのさまざまな住民の活動には大きな活力と魅力が感じられ、さらなる研修へと心誘われる思いがする。以下に、吉島地区が掲げる「地域づくりの4つの柱」を掲げておく。

1. 合意形成（ビジョン共有）
2. ひとづくり（後継者・プレイヤー）
3. 資金づくり（しごと）
4. つながる（ネットワーク）

現在、本市においてもおしなべて人口減少と過疎化、高齢化が急速に進行し、地区や集落の自治活動や運営、集落の維持そのものが危ぶまれるところも出てきているなか、NPO法人として自主自立の高い気運で地区経営を行っている川西町吉島地区の実践は、極めて示唆に富み、大いに学ぶべきところのある先進事例であると感じた。地区や集落が自立（自律）するためには、「自ら治める」という気概をもち、財源を確保して、地区経営を図ることが極めて重要である。



NPO法人きらりよしまネットワーク 視察の様子

【山形県山形市】

1 視察項目

コミュニティファンド（公開プレゼンによる市民参加型の事業採択）について

2 視察概要

山形市は山形盆地の東南部に位置し、面積は381.58km²、人口は約25万2千人、世帯数は10万1千世帯、人口密度は660.6人/km²、平均気温は12.7度である。就業人口において第三次産業が全体の75%を占める。

平成29年度における一般会計予算額は、940億円、特別会計及び企業会計を含めた総合計は1,885億7,523万円である。市職員定数は3,545人。

平成27年度には、村山地方の中核都市として地方創生を牽引する役割を果たし、圏域の人口減少を食い止めるため、山形市第2期経営計画を見直し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせ、『世界に誇る健康・安心のまち「健康医療先進都市」の実現』に向け、山形市発展計画を策定した。現在は、めざす将来都市像を『みんなで創る「山形らしさ」が輝くまち』とし、その実現に市民、事業者、行政の共創により取り組んでいるところである。

3 視察内容

① 設立に至る背景、経緯、目的

山形市の市民団体の多くは慢性的な財源不足、人材不足である一方、企業や個人や社会貢献意欲が高まってきたにも関わらず、市民活動団体に関する情報が不足しているため、寄付が進まない状況であった。

そこで、行政が寄付の受け皿となり寄付者が各種税控除を受けることで寄付を促進し、その寄付をもとに市民活動団体への資金的支援を行うことにより、市民活動の支援を結び付ける仕組みとして、平成20年度、市町村では全国初となる「山形市コミュニティファンド」を創設した。（図2）

② 運用方法

「分野希望寄附」「団体希望寄附」「一般寄附」の3種類を通じてファンドに寄付が寄せられる。支援は単年度となっている。

- ・ 分野希望寄附…5,000円から可能。「山形市発展計画」の重点政策の8分野から選ぶ。10万円以上の寄附は相性や目的を設定した「個別ファンド」を作ることが可能。
- ・ 団体希望寄附…5,000円から可能。登録団体の中から希望する団体を選んで寄付。
- ・ 一般寄附…1,000円から可能。特定の分野・支援先を希望しない寄付。「公開プレゼンテーション・市民投票方式」による市民活動団体への補助の原資として活用。

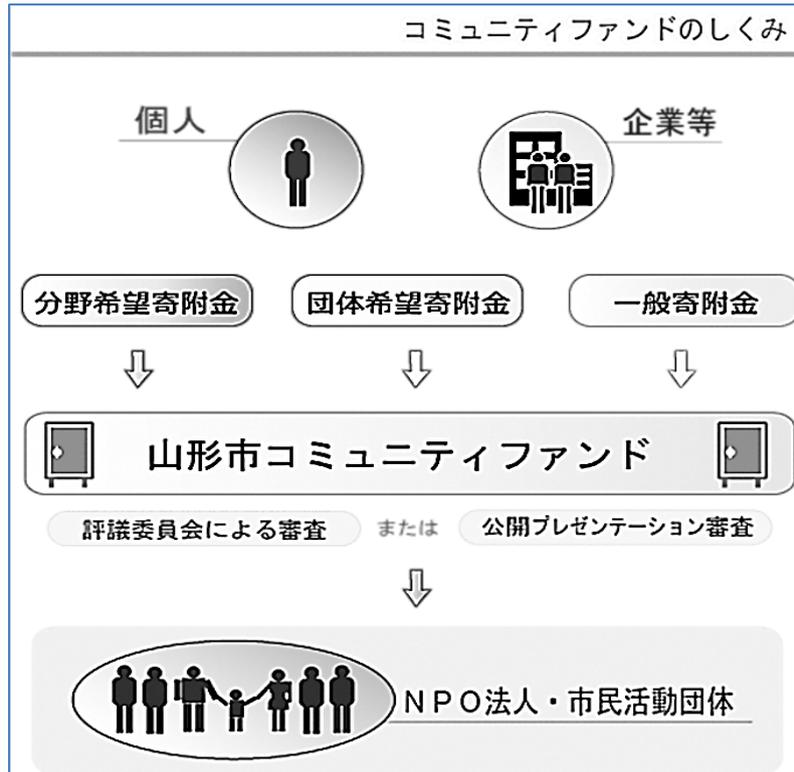


図2 山形市説明資料より抜粋

※ 公開プレゼンテーション補助は、市民活動団体が提案する、地域課題の解決に向けて新たに取り組む公益事業を、市民自らが投票で選ぶ仕組みとして平成17年度にスタートし、平成21年度からは、皆様からの寄付を受け入れるコミュニティファンドの支援プログラムの1つとして、活動分野を問わず、山形市で活動する市民活動団体の公益事業を支援している。

③ 設立時に苦労した点

寄付者の意思を反映するための仕組みづくりについて、関係各課や税務署との調整が必要であった。

④ 審査基準、審査方法、事業の効果検証について

分野補助、団体補助は、評議委員会にて決定し、公開プレゼンテーション補助は書類審査を通過した事業が、公開プレゼンテーションによる審査を経て決定。

実行可能性、効果、先進性、継続性、波及効果、経費の妥当性などを審査する。

評議委員は学識経験者などの外部委員5名、職員3名の計8名。

公開プレゼンテーションによる審査は市民審査員の投票結果をもとに補助事業を選定する。市民審査員は審査基準をもとに支援したい団体を1人5つ選び投票する。(補助率：100%以内 補助上限：30万円 10件程度)

効果検証は特に行っておらず、事業完了後に、補助団体からの実績報告をとりまとめ、ホームページや冊子において公開している。

⑤ ファンド設立による効果

例年、補助件数の半数ほどが新規の補助団体であり、新規団体の発掘による市民活動

の促進が図られているものと考えている。

⑥ 公民館・自治会などの活動内容とコミュニティファンドとの関わり

山形市コミュニティファンドの補助対象事業は市民が地域課題解決に向けて自発的に取り組む活動のうち、その利益の範囲が不特定多数に及ぶものである。そのため町内会が町内会の活動のために行う活動は対象外だが、町内の枠を超えて広く市民の公益のために行う活動は対象となる。

コミュニティファンドで補助を受けたことをきっかけとして団体の基盤強化が図られたのはもちろんのこと、団体の知名度、信用力向上、他団体・行政との連携にもつながり、行政と市民活動団体との連携においてコミュニティファンドの果たす役割は大きい。

寄付金の受入れにおいては、平成28年度は27件、金額は2,728,478円。平成20年4月開始からの累計では139件181,188,623円となっている。

⑦ 課題とその解決方法

ふるさと納税やクラウドファンディングなど寄付制度も多様化しているため、コミュニティファンドの寄付は減少している。更なる寄付を受け入れるため商工会議所などの経済団体と連携し、事業者にも周知を図るなどの広報に努めるとともに、寄付者と市民活動団体の活動が持続的に循環するよう効果的な補助や支援の在り方について関係部署と連携し検討していく必要があると考える。

4 主な質疑

Q この事業が立ち上がる契機や議論の醸成について。

A 以前の山形市は、市民活動に対する支援体制が遅れていた。前市長時代に支援体制の構築を加速させるため、限られた財源の中で効果を発揮するための検討が重ねられた。

設立時ではなく、事業の運営に対する補助をしてほしいとのNPO団体や市民活動団体からの意見等も参考にしながら検討を重ねた。その結果、申請の先着順ではなく事業そのものも注目してもらうための仕組みとして、市民活動に対する補助といった性質から市民による直接投票形式という現在の制度が構築された。

制度の仕組み上、5票を投じることになるため組織票の問題等も解消され、また記者会見等で告知を行うため、マスコミ等へのPR効果も最大限に活かされ市民やNPO法人による注目度の向上も図られた。

Q 企業や市民の寄付はどのように取り組まれているのか。寄付行為がたやすい風土があるのか。豊かに情報提供することで寄付が増えていったのか。

A ホームページや商工会議所の総会、公開プレゼンテーション、市民活動まつり開催時等の機会を捉えてパンフレット配布や説明を行うとともに、既存の個別ファンドの寄付者への声かけや採択事業の中での職員によるPRを行ってきた。

Q ファンドの制度ができたことによる市民団体の反応は。

A 慢性的な財源不足が解消されるきっかけができ、同時に寄付者にとっても税制優遇のメリットもあるため市民団体も市に対する寄付者を募る努力をしているNPO法人

や団体もおり、大変好評であり、県でも似た制度を設立させるきっかけにもなった。

Q 補助事業の上限金額はどのように決めたか。

A 制度の検討時の他の自治体の状況も参考にしながら決めた。

Q 寄付者に対する税の控除はどうなっているのか。

A 個人・・・寄附金のうち2,000円を超える分が所得税と住民税から差し引かれる。※控除の対象となる寄附額には上限がある。

法人・・・損金繰入限度額に関わらず、寄附金の全額を損金に算入できる。

遺贈・・・行政機関への遺贈の扱いとなる。

Q 継続性をサポートする取り組みはしているのか。

A 全く同年度と同一事業は禁止しているが、補助事業の内容変更による同一事業による申請も、3年度間までと認めているため、事業の運営のノウハウも市民活動団体に定着するものと考えている。それ以降はサポートデスクとしての山形市市民活動支援センターを活用していただき、経営や会計に関するサポートを行っている。

Q 社会貢献意欲の高まりとは具体的にどういうことか。

A 企業のCSRとして地球環境や地域社会など多様で大勢の利害関係者に配慮した経営の高まりがあることや、新聞などのメディアに出ることにより、企業イメージの向上につながっていると考ええる。

Q コミュニティファンド運営に関する行政の事務負担はどうか。

A 総合計画の見直しの際に、連動して要綱の変更や、市民活動支援基金の補助の種類(分野・団体・公開プレゼンテーション)が複数あり、申請団体に制度を理解してもらうための説明などが必要になる。コミュニティファンドの資金は1か所に集められるため、寄付状況や補助金支出状況などの管理において入出金が多いと事務量が増える。

Q 今後継続していく上での課題と改善点について

A 類似している「ふるさと納税」「ガバメントクラウドファンディング」等の寄付制度も含め、市全体として関係部署と連携、調整していき寄付をしやすい環境と整備する必要があると考ええる。

5 所見

設立の背景にもあった複雑・多様化する市民ニーズに対応するため、市民活動には行政や企業と共に市民生活を支える役割が期待されている。しかし、多くの市民活動団体は財源不足、人材不足などの問題を抱えている。一方、企業や市民も寄付をすることで社会貢献をしたいというニーズがあった。このコミュニティファンドの創設は、その2者のニーズを満たした有効な仕組みであると考えられる。またその中でも公開プレゼンテーション補助は、市民の投票を通じて、ともに市域貢献活動に対する市民の意識醸成、市民団体は活動の幅も広がり、活動に対する意識を向上させるものと考ええる。平成29年度公開プレゼンテーションにおいては市民審査員109名が投票を行い、補助事業を決定した。この方法により審査の透明性、公平性にもつながっていると考ええる。

一方でこのファンドの補助は分野、団体、一般と3種類あり、そこから細分化されているため一見複雑に見え、寄付者側にとっては少し利用しにくい面もあるのではと推察された。またふるさと納税、クラウドファンディングなど多様な寄付の仕組みがある中で、それらとどう住み分けしていくのかがポイントになると考える。しかしながらコミュニティファンド（公開プレゼンテーション補助）は市民の善意と地域貢献活動を結び付け、山形市が目指す「みんなで創る『山形らしさ』が輝くまち」に向け重要な役割を担っていると感じた。

最後に、本市でも市民協働のまちづくりの一環としてコミュニティビジネス応援事業があるが、対象団体、補助金額などの運用方法、審査方法において「山形コミュニティファンド」中でも公開プレゼンテーション補助の仕組みは大いに参考にすべき点があると考えられる。



山形市 視察の様子

【山形県寒河江市】

1 視察項目

官民協働、地域間連携による住民主体の地域づくりについて

2 視察概要

寒河江市は、山形県のほぼ中央に位置し、面積は139.03km²、人口41,516人、世帯数13,916世帯となっている。東に蔵王、西に月山、朝日連峰、北に葉山を望み、清流寒河江川と山形県の母なる川最上川に囲まれた美しいまちである。

山形自動車道、国道112号や、山形新幹線、山形空港へのアクセスの利便性から高遠交通網の要衝の地であり、県内陸部の中核都市として発展を遂げている。

また、国の重要文化財を始めとした貴重な文化財があり、一昨年国の史跡指定を受けた古刹・慈恩寺をはじめ、多くの歴史文化遺産が存在し、恵まれた自然とともに独特の伝統行事や祭りなどを育んでいる。

寒河江といえば“さくらんぼ”と言われるように、「日本一さくらんぼの里」として全国に知られ、米、花卉、野菜なども国内で高い評価を得ており高品位農産物生産地域としての地位を確立している。さらに、繊維、食品製造業などの地場産業をはじめ、寒河江中央工業団地への企業進出が進められ、雇用の創出と工業出荷額の増加が期待されている。

平成14年開催の「第19回全国都市緑化やまがたフェア」を機に、6月のさくらんぼの時期に合せ毎年開催される“ゆめタネ@さがえ”や「さくらんぼの祭典」として開催される“全国さくらんぼの種吹きとばし大会”、“ツール・ド・さくらんぼ”、“さくらんぼマラソン大会”などのイベントは、県内外の大勢の方々から好評を得ており、寒河江の魅力为全国に発信している。

社会情勢の変化に鑑み、新たなまちづくりの計画として第6次寒河江市振興計画がスタートし、将来都市像を「さくらんぼと歴史が育むスマイルシティ寒河江」と定め、これまで先人が築き上げてきた寒河江市の誇りを受け継ぎ、さらに磨き上げ、市民誰もが笑顔で幸せに暮らせる、そして暮らし続けるまちをめざしている。

3 視察内容

田代地区は、寒河江市内中心部から15分の地域で葉山1,462mの中腹に位置し標高200～300mの典型的な中山間地域で、冬の積雪は1mとなる豪雪地帯である。人口がピークだった昭和30年代は1,100人以上で戸数200を数えたが、現在は人口210人、戸数77戸（高齢化率51.4%）となっている。少子化が進み平成25年3月に田代小学校が閉校した。耕作放棄地や空き家が目立つ地域である。

市は商工創生課を設置し、人口減少対策と社会動態の改善の取り組み、国の人材派遣制度を活用して仕事の創生を含めて地域おこしに務めている。

① 平成21年、田代地区を市の実験集落に指定

平成21年に新市長が就任後、田代地区を実験集落に指定し地域担当職員を配置、地域づくりが本格的に始動する。

- ・ 「田代地域づくり推進協議会を発足し第1期地域づくり計画を策定（平成23～24年）
- ・ 田代小学校の閉校（平成25年3月）が決まり大きな課題となり、廃校舎の活用として総務省の過疎集落自立再生対策事業の採択で交付金450万円を受け、平成26年に地産地消型レストラン「たしろ亭」のオープンと温泉調査を実施する。
- ・ 第2期地域づくり計画「10年後も20年後も田代のままであり続けよう」目標は、（1）たしろ亭の発展継続・加工施設の立ち上げ、（2）校舎を改装した宿泊施設の運営、（3）地区内での温泉掘削を掲げる。
- ・ 地域おこし協力隊も27年度に導入、現在2人の隊員が田代で活動している。
- ・ 平成28年9月に地域づくりを主体的に責任を持つNPO法人「葉山の里たしろ」を設立。（1）NPO法人の立ち上げは、住民にとって法人立ち上げのメリットなどの周知と理解を大事にし、全住民への資料配布と総会を開き、研修会や3回のワークショップを重ねる。（2）地域づくり協議会の事業を継承したしろ亭と宿泊施設の運営を中心に、地区民自らが、地域の自立・存続のためにコミュニティビジネスを展開する。（3）体制は、理事3人、監事1人、事務局3人である。（会員数は59人で世帯数の過半数）
- ※ 事務局は地域おこし協力隊2名と地域支援員1名でその人件費は市が支援している。
- ※ 地産地消型レストラン「たしろ亭」では、山菜、キノコなど地元産食材を使った郷土料理を、朱塗りのお膳に載せて提供。来客数は3年で2倍に、平成26年度350人／5回→平成28年度700人／19回に倍加。コンニャク作り体験などとセットになったメニューで客単価アップを図る。
- ・ 今後、宿泊施設の整備で食事提供や加工施設の整備で地元製品の販売拡大を目指す。
- ② 山形県地域運営組織形成モデル事業として支援を受ける
 - ・ 山形県の地域創生計画、プロジェクトに乗って田代地区の再生

県の間接支援プラットフォームにおいて、NPO法人への指導・援助を受けてNPO法人「葉山たしろ」を立ち上げる。同時に寒河江市としても応援チームで支援している。山形県のプログラムは、（1）財政的支援、（2）県職員が田代とアクセス、（3）地方創生関連の交付金（ハード、ソフト）など。県の運営組織形成モデル事業として、県内6地区の一つとしての田代地区を位置づける。ワークショップやアンケートで地域の課題を明確にし、地域カルテを作成する。
 - ・ 田代地区はすでにコミュニティビジネスをはじめると先行

今後の改善方向として、宿泊まで含めて事業拡大を計画し支援を要望。中間支援組織「置賜サポートネットワーク」からの支援を受けている。

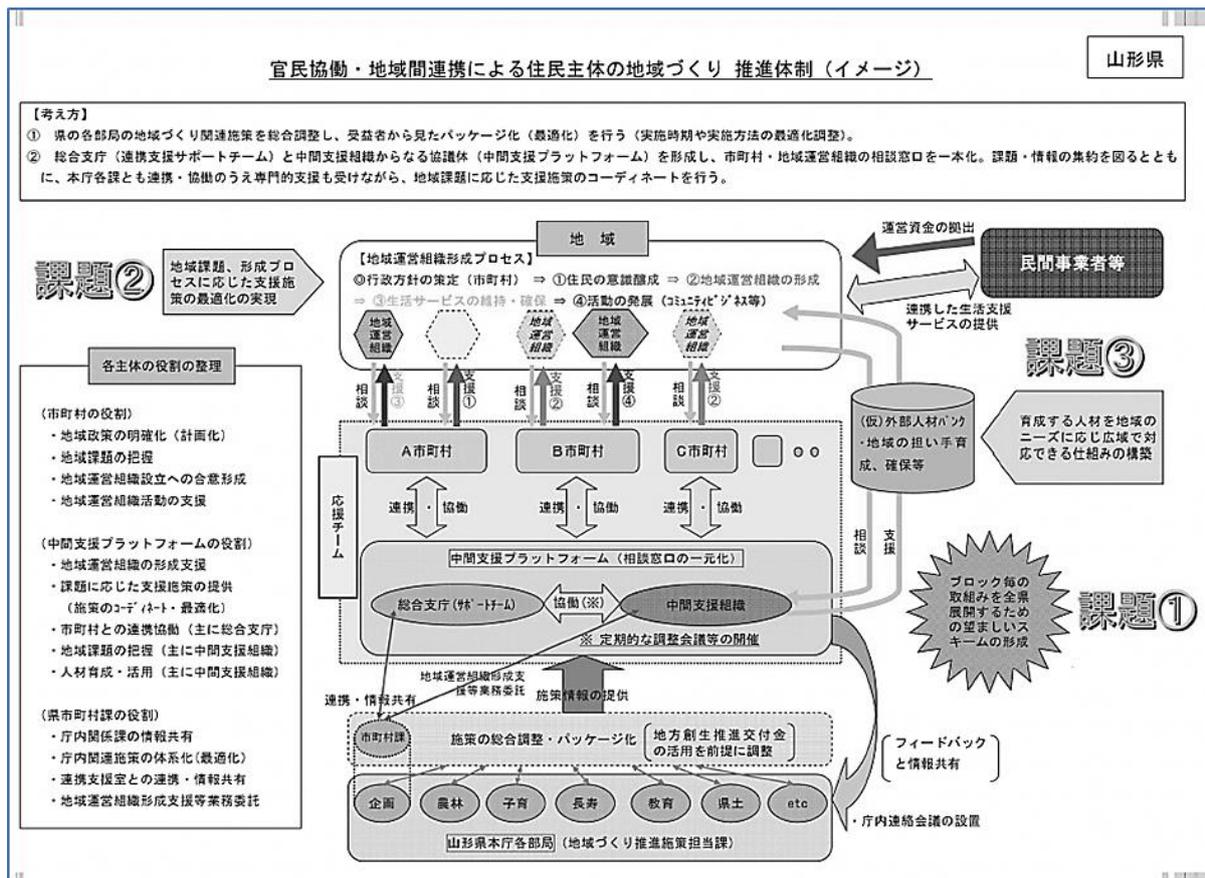


図3 山形県説明資料より抜粋

※ 山形県の地域再生計画は、県の各省庁の出先で市町村と連携して応援チームを作って地域づくり活動を支援している。中間プラットフォームの役割は、地域のNPO法人の管理や組織化等の支援を行うNPO法人組織である。(図3) 県内6地区でモデル事業を行い、ワークショップやアンケートで地域カルテを作成し、県プログラムパッケージによって人的、財政的支援を行っている。

③ 寒河江市は、市内の地域づくりのトップランナーとして田代地区を位置づけ

- ・ 市は、人口減少が続く中で社会動態の改善として商工創生課を立ち上げ、国の制度で人材派遣制度を活用、地域おこし協力隊員5人を受け入れている。(うち2人を田代地区へ)
- ・ 小学校の廃校をそのままにしない、コミュニティビジネスの拠点として宿泊やレストランで外貨を稼ぎ、地元の雇用を拡大している。今後、更にくらし全体を發展させ、定住、移住へ多面的な活動を支援する。
- ・ 地域のくらしを維持していくための地域のくらしサポート交付金事業実証事業 高齢者のくらしの足確保、一人暮らしの配食サポート、外出レクリエーション、雪下ろしなど除雪支援事業（3回）など

※ NPO法人でバスを運行し田代で配食、レクリエーションなどサービスがどれくらいの負担で継続できるのか実証していく。

4 主な質疑

Q 自治組織との関係は。

A 地域組織として、田代区山公社（平成24年解散）、地域づくり推進協議会などがあるが、事業責任の所在が明確になるNPO法人「葉山の里たしろ」を立ち上げた。NPO法人は現在、60人で6割の世帯で構成している。今後どうなるのかは5年ぐらい推移を見ながら検討していく。区長と役員のダブリなど改善していく。区内の組織は区長の指導で活動している。

Q 地域の産業は。

A 地域の産業はかつて林業で栄えたが農業が中心である。若者（65歳）は平地へ仕事に行き、ほとんどが2種兼業農家である。

Q 旧小学校はどういう位置づけか。

A 普通財産として区へ貸与してきた、今後は建築確認など転用する必要がある。旧小学校をレストランと宿泊施設（客室5大部屋客室1で定員60人）改築・整備へ1億円かかる。ハード部分には2分の1交付金、残りは市の起債と負担。また、土産品などの加工場は推進交付金2,000万円で整備を進めている。

Q お金の切れ目が縁の切れ目にならないか。

A ①施設（コミュニティセンター）の管理、指定管理料として支援を継続できる。地域づくりの人材（人件費）支援として、②地域おこし協力隊、定住希望者は集落支援委員として市が援助していく。50代、40代、30代の人材が見えてきていないのが課題である。

Q NPO法人立ち上げ時のメンバー構成は。

A 各種団体を集めて（老人クラブ、婦人会、シャクナゲの会など）NPO法人の説明会を重ねてきた。立ち上げに1年かかった、いかに理解してもらうのが大切であり、まだまだである（30～50代は35人）。NPOへの入会金は5,000円、正会員会費3,000円、名前だけ会員1,000円である。1戸一人でいいとの地域意識があり改革が必要、メリットを示して正会員を増やすことが課題である。

Q レストラン「たしろ亭」の集客は。

A 集客は立ち上げ時から倍増している。寒河江市内の60代以上の層が多い。テレビ新聞などで報道されると増えており、認知度が上がっている。早稲田大学の農村体験実習を受け入れる「葉山塾」を19年続けていることもあり、大学関係者も増加している。

5 所見

田代地区は寒河江市の中でも高齢化率が51.4%と少子高齢化が進む典型的な中山間地域であるが、佐藤市長が就任直後の平成21年に実験集落に指定し地域の再生に向けて職員を配置するなど積極的な施策を実施してきたことが重要である。行政が地域住民を後押しして「田代地区地域おこし協議会」の発足へとつながっている。国の地域おこし協力隊制度を活用し田代地区へ2名を配置するなど支援を継続的に続け、協力隊員は地域で重

要な役割を果たしている。

学校の閉校に際しても住民が積極的な利活用の協議を重ねレストラン「たしろ亭」のオープン、さらに宿泊施設や農産物加工施設の整備を目指している。ここで山形県の地域運営組織形成モデル事業で田代地区を指定し中間支援プラットフォームの支援によってNPO法人「葉山の里たしろ」を設立、地域おこし事業に責任を持つ自主的組織体制がつけられている。

田代地区第2期地域づくり計画は「10年後も20年後も田代のままであり続けよう」と目標を掲げ、「葉山の里たしろ」を核にして、発展方向を示し課題解決へ前進している。県や市がしっかりサポートしている。

寒河江市は国や県の制度を活用し、最も厳しい地域を実験集落に指定し人的配置や財政的サポートを行い住民の自主組織を立ち上げ、官民協働で地域おこしをすすめている。京丹後市においても少子高齢化による人口減少は寒河江市と変わりはない。

官民協働、地域間連携による目標を持った住民主体の地域づくりとして、京丹後市の地域の産業や市民の力を引き出す地域おこしの参考とすべき事例である。

また、田代地区の立地条件について寒河江市役所や駅から15分、国指定の史跡・慈恩寺から近い地域、山形市から50分、仙台市からは高速で1時間半で着くことができるとなど積極的にアピールしている。京丹後市の地域おこしにとって市内の立地条件や市内にある自然や旧跡などの魅力の発信、高速道路の利便性を生かすことが重要である。



寒河江市旧田代小学校（レストランたしろ亭） 視察の様子